

平成27年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成27年8月31日

平成27年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	伊那小学校給食調理場改築工事説明資料……………	1
議案第1号関係資料(2)	伊那小学校給食調理場改築建築工事配置図……………	2
議案第1号関係資料(3)	伊那小学校給食調理場改築建築工事平面図……………	3
議案第1号関係資料(4)	伊那小学校給食調理場改築建築工事立面図……………	4
議案第3号関係資料(1)	伊那市個人情報保護条例新旧対照表(第1条関係)……………	5
議案第3号関係資料(2)	伊那市個人情報保護条例新旧対照表(第2条関係)……………	9
議案第3号関係資料(3)	伊那市個人情報保護条例新旧対照表(第3条関係)……………	11
議案第4号関係資料(1)	伊那市職員の再任用に関する条例新旧対照表……………	13
議案第4号関係資料(2)	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表……………	14
議案第5号関係資料(1)	伊那市税条例改正概要……………	15
議案第5号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表……………	17
議案第6号関係資料	伊那市手数料徴収条例新旧対照表……………	27
議案第7号関係資料	伊那市印鑑条例新旧対照表……………	29
議案第9号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	32
議案第10号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	33
議案第11号関係資料	伊那市公民館条例新旧対照表……………	34

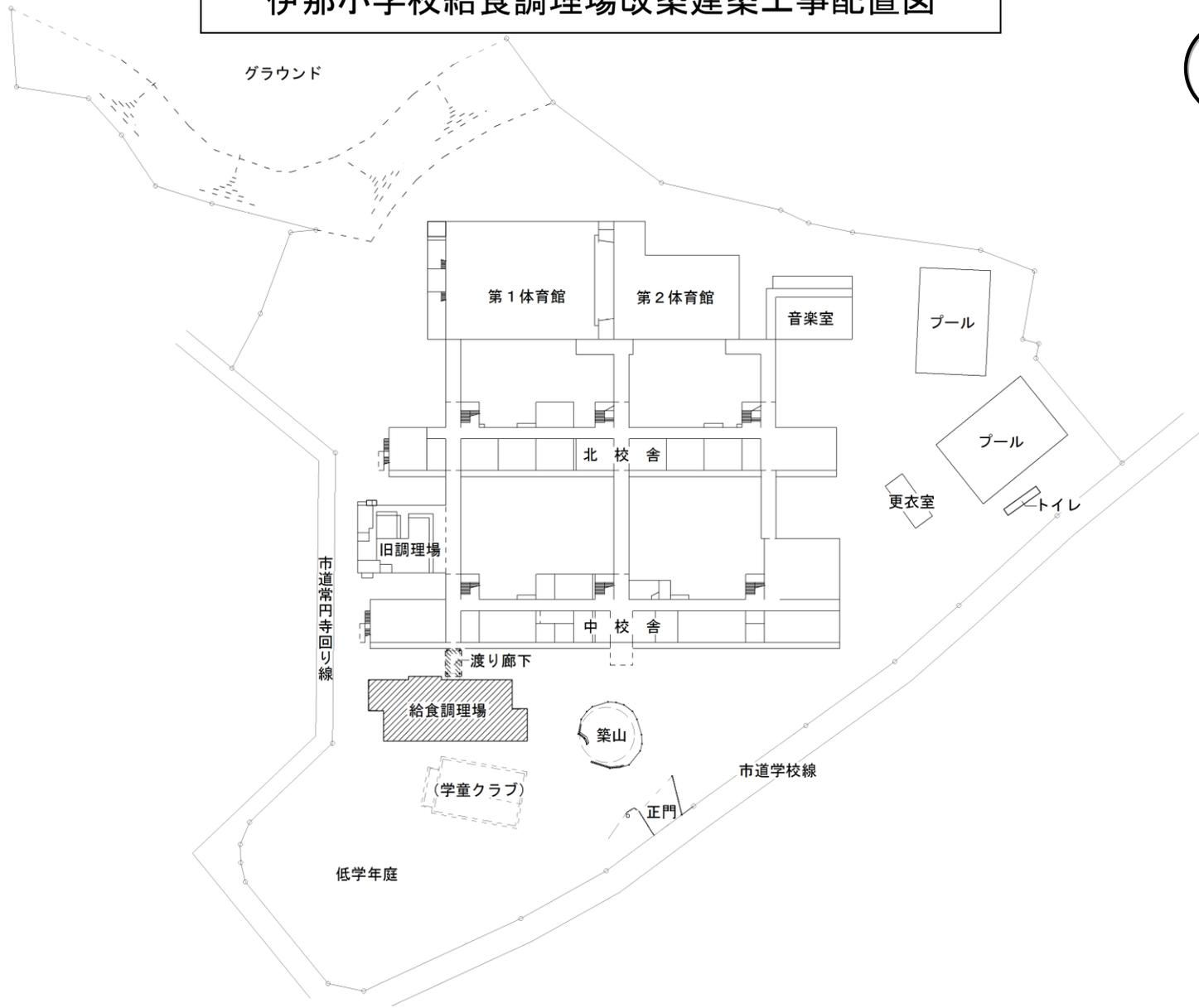
議案第1号関係資料(1)

伊那小学校給食調理場改築工事説明資料

工 事 名	伊 那 小 学 校 給 食 調 理 場 改 築 工 事			
工種、金額 及 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	156,060,000円 (内消費税 11,560,000円)		宮下建設株式会社 代表取締役 宮下 金俊
	機 械 設 備 他 工 事	96,660,000円 (内消費税 7,160,000円)		長野日設工業株式会社 代表取締役 牛山 精壽
	電 気 設 備 工 事	39,420,000円 (内消費税 2,920,000円)		有限会社林電機商会 代表取締役 伊藤 幸雄
	合 計	292,140,000円 (内消費税 21,640,000円)		
工 事 概 要	構 造 鉄骨造 平屋建 延床面積 616.26㎡ (給食調理場、渡り廊下) 部屋構成 調理室、少量調理室、サラダ室、荷受室、倉庫、検収室、下処理室(野菜、肉魚)、食品庫、 洗浄室、配膳ホール、配膳カウンター、下膳ホール、下膳カウンター、前室、洗濯室、 トイレ、事務室、休憩室、更衣室、プラットホーム、機械室、ペレットサイロほか 主要設備 ペレットボイラー設備(出力100kW)			
工 事 期 間	契約の日から平成28年5月16日まで			
予 算	総事業費	303,720,000円	主な財源	合併特例事業債(充当率95%、交付税算入率70%)

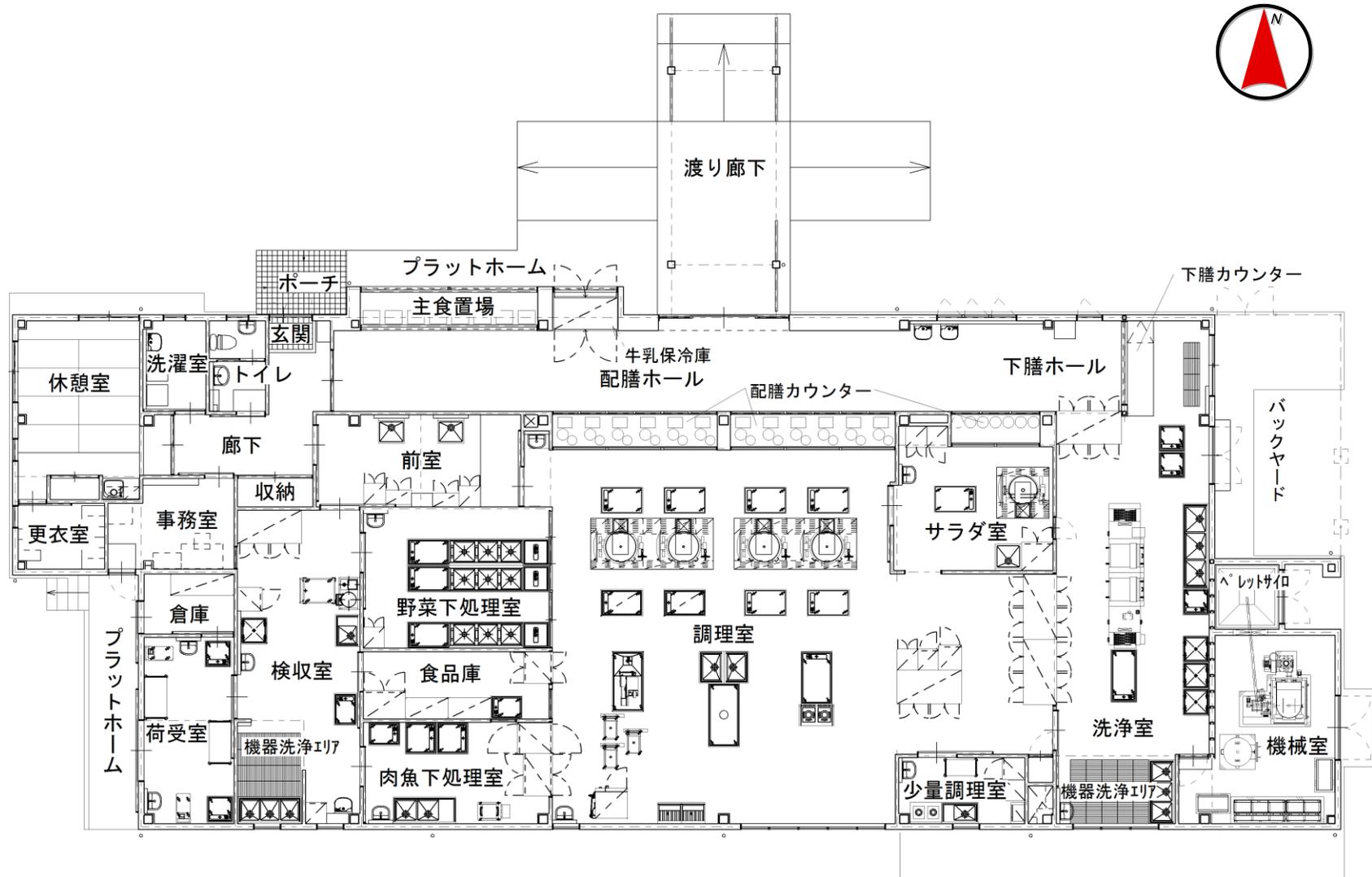
議案第1号関係資料(2)

伊那小学校給食調理場改築建築工事配置図



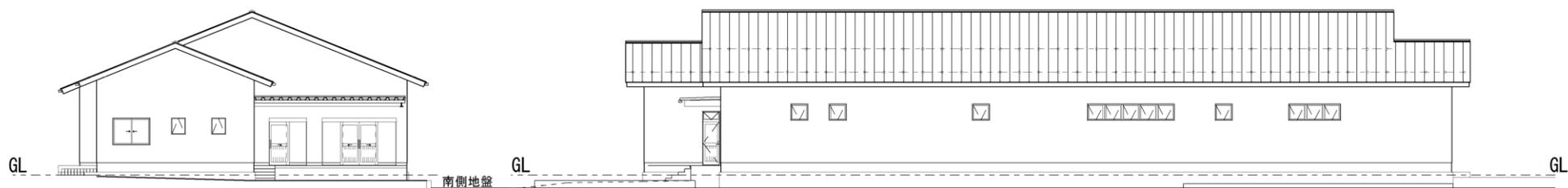
議案第1号関係資料(3)

伊那小学校給食調理場改築建築工事平面図



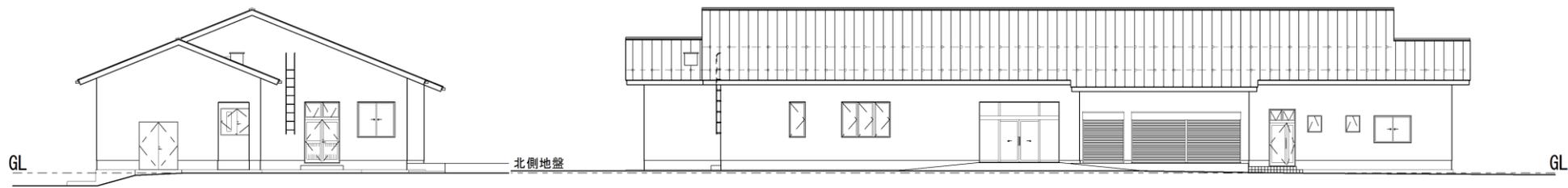
議案第1号関係資料(4)

伊那小学校給食調理場改築建築工事立面図



西側

南側



東側

北側

議案第3号関係資料(1)

伊那市個人情報保護条例新旧対照表 (第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有特定個人情報 伊那市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されている特定個人情報をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報<u>(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
	<p><u>(特定個人情報の外部提供の制限)</u></p> <p><u>第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。</u></p>
<p>(保有個人情報の適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げ</p>	<p>(保有個人情報の適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げ</p>

旧	新
<p>る事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、<u>き損</u>その他の事故を防止すること。</p> <p>2 略</p>	<p>る事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、<u>毀損</u>その他の事故を防止すること。</p> <p>2 略</p>
<p>(委託等に伴う措置及び受託者等の責務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関が個人情報取扱事務を委託した場合（当該事務を受託したものが当該事務の全部又は一部を更に委託した場合を含む。）において、当該受託事務を行うものは、個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(委託等に伴う措置及び受託者等の責務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関が個人情報取扱事務を委託した場合（当該事務を受託したものが当該事務の全部又は一部を更に委託した場合を含む。）において、当該受託事務を行うものは、個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己の保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節及び次章において同じ。）の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(裁量的開示)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	<p>(裁量的開示)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（<u>第13条第5号に規定するものを除く。</u>）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>
<p>(訂正の請求)</p> <p>第22条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。</p>	<p>(訂正の請求)</p> <p>第22条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の訂正（<u>追加及び削除を含む。以下同じ。</u>）を請求することができる。</p>

旧	新
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(削除の請求)</p> <p>第23条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について第7条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。</p>	<p>第23条 削除</p>
<p>(目的外利用等の中止の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について第8条の規定に違反して目的外利用及び外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされていると認めるときは、当該保有個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、目的外利用等の中止の請求について準用する。</p>	<p>(利用停止等の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されるとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項又は第8条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 第12条第2項の規定は、利用停止等の請求について準用する。</p>
<p>(訂正等請求手続)</p> <p>第25条 第22条の規定による訂正の請求、第23条の規定による削除の請求又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求をしようとする者（以下「訂正等請求者」という。）は、実施機関に対し、訂正等に係る保有個人情報の記録の内容その他市長が規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(訂正等請求手続)</p> <p>第25条 第22条の規定による訂正の請求又は前条の規定による利用停止等（以下「訂正等」という。）の請求をしようとする者（以下「訂正等請求者」という。）は、実施機関に対し、訂正等に係る保有個人情報の記録の内容その他市長が規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の訂正等を行うことを決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正等を行しなければならない。</p>	<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の訂正等を行うことを決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正等を行しなければならない。</p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</u></p>
<p>(費用の負担)</p> <p>第29条 保有個人情報の開示に要した費用は、開示請求者がその実費を負担しなければならない。</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第29条 保有個人情報の開示に要した費用は、開示請求者がその実費を負担しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有特定個人情報の写し等の交付に要した費用を減額し、又は免除することができる。</u></p>

議案第3号関係資料(2)

伊那市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
	<p>（保有特定個人情報の目的外利用の制限）</p> <p><u>第8条の2</u> 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部において利用してはならない。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、<u>個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p>
<p>（特定個人情報の外部提供の制限）</p> <p><u>第8条の2</u> 略</p>	<p>（特定個人情報の外部提供の制限）</p> <p><u>第8条の3</u> 略</p>
<p>（開示請求権）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示請求をすることができる。</p>	<p>（開示請求権）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節において同じ。</u>）は、本人に代わつて前項の規定による開示請求をすることができる。</p>
<p>（実施機関の開示義務）</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>未成年者の法定代理人</u>による開示請求がなされた場合であつて、開示すること</p>	<p>（実施機関の開示義務）</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示請求をした者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>前条第2項の規定により本人に代わつて未成年者若しくは成年被後見人の法定</u></p>

旧	新
<p>により、<u>当該未成年者</u>の利益に反するおそれがあるもの</p>	<p><u>代理人又は本人の委任による代理人</u>による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、<u>当該本人</u>の利益に反するおそれがあるもの</p>
<p>(利用停止等の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項又は<u>第8条の2</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 略</p>	<p>(利用停止等の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは<u>第8条の2</u>の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項又は<u>第8条の3</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 略</p>
<p>(他の制度との調整)</p> <p>第41条 この条例は、法令等の規定に基づき、<u>個人情報の開示又は訂正等の請求その他これらに類する</u>手続が定められている場合については、適用しない。</p>	<p>(他の制度との調整)</p> <p>第41条 この条例は、法令等の規定に基づき、<u>保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示の請求に関する</u>手続が定められている場合については、適用しない。</p> <p><u>2 この条例は、法令等の規定に基づき、保有個人情報の訂正等の請求その他これに類する</u>手続が定められている場合については、適用しない。</p>

議案第3号関係資料(3)

伊那市個人情報保護条例新旧対照表（第3条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
<p>(保有特定個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(保有特定個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)</u>を実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>
<p>(利用停止等の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(利用停止等の請求)</p> <p>第24条 何人も、実施機関に対し、第18条第1項の規定により開示を受けた自己の保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正等決定後の手続等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先 <u>(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))</u> に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p>

議案第4号関係資料(1)

伊那市職員の再任用に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>

【参考】厚生年金保険法(抜粋)

附 則

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第7条の3 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるもの(国民年金法附則第5条第1項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、政令で定めるところにより、65歳に達する前に、実施機関に当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第42条第2号に該当しないときは、この限りでない。

(1)～(3)

(4) 特定警察職員等(警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。)である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第8条各号のいずれにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日)において、引き続き20年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)である者で昭和42年4月2日以後に生まれたもの

2～6 略

議案第4号関係資料(2)

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

【参考】厚生年金保険法（抜粋）

(障害厚生年金の受給権者)

第47条 略

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

議案第5号関係資料(1)

伊那市税条例改正概要

改正事項	関係条項	施行期日																												
<p>1 市民税関係 所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするもの</p> <p>2 市たばこ税関係 旧3級品の紙巻たばこ（「わかば」「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」「ウルマ」「バイオレット」の6銘柄）に係る特例税率を段階的に廃止 (1) 適用税率 (単位：1,000本当たり)</p> <table border="1" data-bbox="152 695 1397 924"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"><現行></th> <th colspan="4"><改正案></th> </tr> <tr> <th>平成28年 4月1日</th> <th>平成29年 4月1日</th> <th>平成30年 4月1日</th> <th>平成31年 4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市たばこ税</td> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> <td>5,262円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 道府県たばこ税</td> <td>411円</td> <td>481円</td> <td>551円</td> <td>656円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 国のたばこ税</td> <td>2,906円</td> <td>3,406円</td> <td>3,906円</td> <td>4,656円</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 適用時期 平成28年4月1日以降に行われた売渡し又は消費等に係る旧3級品の紙巻たばこから適用</p>		<現行>	<改正案>				平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	市たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円	(参考) 道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円	(参考) 国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円	<p>第33条</p> <p>附則第16条の2</p>	<p>平成28年1月1日</p> <p>平成28年4月1日</p>
			<現行>	<改正案>																										
	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日		平成30年 4月1日	平成31年 4月1日																									
市たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円																									
(参考) 道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円																									
(参考) 国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円																									

議案第5号関係資料(2)

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による同法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による同法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 略</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第4項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認</p>

旧	新
<p>を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p>
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～4 略</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで</p>

旧	新
<p>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号</p>	<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに</p>

旧	新
<p>に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は<u>氏名若しくは名称</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）<u>並びに</u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。）、長野県知事の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）<u>及び</u>道路交通法（昭和35年</p>

旧	新
<p>により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>法律第105号) 第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3～4 略</p>
<p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p> <p>9 略</p>	<p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第91条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。</p> <p>9 略</p>
<p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) 略</p>

旧	新
<p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p>附 則</p> <hr/> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>附 則</p> <hr/> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>

旧	新
<p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し</p>

旧	新
<p>た申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>た申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p><u>(たばこ税の税率の特例)</u></p> <p><u>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3</u></p>	<p><u>第16条の2 削除</u></p>

旧	新
<u>項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u>	

議案第6号関係資料

伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																						
<p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものについては、手数料を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものについては、手数料を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 個人番号カードを利用して印鑑登録するもの</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>																						
附 則	附 則																						
<p><u>(手数料の徴収の特例)</u></p> <p><u>4 第2条及び別表第1の規定にかかわらず、当分の間、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により免許を取り消された者（同条第3項の規定により免許を受けた者を除く。）のうち、当該免許を取り消された日において満70歳以上のものが、免許を取り消されたことを証する書面を提示して住民基本台帳カードの交付（再交付を除く。）を申請したときの当該交付に係る手数料は、徴収しない。</u></p>																							
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">住民票記載事項証明書</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">1通につき 300円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">住民基本台帳カードの交付又は再交付</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">1件につき 300円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	1～2 略		3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務	略	住民票記載事項証明書	1通につき 300円	住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 300円	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">住民票記載事項証明書</td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;">1通につき 300円</td> </tr> <tr> <td><u>4 行政手続における特定の個人</u></td> <td><u>通知カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求め</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>1件につき 500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	1～2 略		3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務	略	住民票記載事項証明書	1通につき 300円	<u>4 行政手続における特定の個人</u>	<u>通知カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求め</u>		<u>1件につき 500円</u>
手数料を徴収する事務	手数料の額																						
1～2 略																							
3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務	略																						
住民票記載事項証明書	1通につき 300円																						
住民基本台帳カードの交付又は再交付	1件につき 300円																						
手数料を徴収する事務	手数料の額																						
1～2 略																							
3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務	略																						
住民票記載事項証明書	1通につき 300円																						
<u>4 行政手続における特定の個人</u>	<u>通知カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求め</u>																						
	<u>1件につき 500円</u>																						

旧		新	
		を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく事務	る場合) 個人番号カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合）
			1件につき 800円
<u>4</u> 略		<u>5</u> 略	
<u>5</u> 略		<u>6</u> 略	
<u>6</u> 略		<u>7</u> 略	
<u>7</u> 略		<u>8</u> 略	
<u>8</u> 略		<u>9</u> 略	
<u>9</u> 略		<u>10</u> 略	
備考 略		備考 略	
別表第3（第2条関係） その他の事務に係る手数料		別表第3（第2条関係） その他の事務に係る手数料	
	手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務
	手数料の額		手数料の額
	1～5 略		1～5 略
	<u>6</u> 伊那市市民カードの交付に関する規則（平成18年伊那市規則第39号）の規定に基づく市民カードの交付又は再交付		1件につき 300円
	<u>7</u> 略		<u>6</u> 略
	<u>8</u> 略		<u>7</u> 略
	<u>9</u> 略		<u>8</u> 略
	<u>10</u> 略		<u>9</u> 略
	<u>11</u> 略		<u>10</u> 略
備考 略		備考 略	

議案第7号関係資料

伊那市印鑑条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（<u>印鑑の登録を識別するための情報を半導体集積回路に記録したカードをいう。</u>以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。</p>	<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して直接に交付する。</p> <p><u>2 印鑑登録証には、印鑑登録番号を記載する。</u></p>
	<p><u>(個人番号カードを利用した印鑑登録証)</u></p> <p><u>第8条の2 伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年伊那市条例第 号。以下「番号条例」という。）第3条第1号の規定により、印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）又は登録申請者が前条第1項に規定する印鑑登録証に替えて、個人番号カードを印鑑登録証として利用しようとするときは、市長は個人番号カードに印鑑の登録を識別するための情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規定による個人番号カードを利用した印鑑登録証には適用しない。</u></p>
<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第9条 <u>印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときに限り、市長に対して印鑑登録証の再交付を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>印鑑登録証の再交付の申請は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えてしなければならない。</u></p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第9条 <u>印鑑登録者は、第8条の規定による印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときに限り、市長に対して当該印鑑登録証の再交付を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の印鑑登録証の再交付の申請は、印鑑登録証再交付申請書に当該印鑑登録証を添えてしなければならない。</u></p>
<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登</p>	<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登</p>

旧	新
<p>録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 第8条の2の規定による個人番号カードを利用した印鑑登録証が著しく損傷し、又は機能を損なったとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第16条 <u>印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、伊那市住民基本台帳カード利用条例（平成18年伊那市条例第59号）第2条第1号に規定する多機能端末機を利用して印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証（住民基本台帳カードによる印鑑登録証に限る。）を使用して自ら暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するため暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。）等を入力することにより申請することができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第16条 <u>印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。ただし、番号条例第3条第2号に規定する多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(印鑑登録証明書の制限)</p> <p>第17条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明書の制限)</p> <p>第17条 市長は、<u>前条本文</u>の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>3 合併前の伊那市条例、合併前の高遠町条例又は合併前の長谷村条例の規定に基づき交付された印鑑の登録を受けている旨を証する書面 <u>（以下「旧市町村の登録証」</u></p>	<p>3 合併前の伊那市条例、合併前の高遠町条例又は合併前の長谷村条例の規定に基づき交付された印鑑の登録を受けている旨を証する書面は、<u>第8条第1項</u>の規定によ</p>

旧	新
<p><u>という。)</u>は、第8条の規定により交付された印鑑登録証とみなして、この条例の規定を適用する。<u>ただし、旧市町村の登録証のうち、印鑑の登録を識別するための情報を半導体集積回路に記録したカード以外のものについては、第16条第2項の規定は適用しない。</u></p>	<p>り交付された印鑑登録証とみなして、この条例の規定を適用する。</p>

議案第9号関係資料

伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>根木谷いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県8645番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>根木谷いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県8645番地8</td> </tr> <tr> <td><u>下殿島いきいき交流施設</u></td> <td><u>伊那市東春近3814番地5</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8	<u>下殿島いきいき交流施設</u>	<u>伊那市東春近3814番地5</u>
名称	位置														
略															
根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8														
名称	位置														
略															
根木谷いきいき交流施設	伊那市富県8645番地8														
<u>下殿島いきいき交流施設</u>	<u>伊那市東春近3814番地5</u>														

議案第10号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第3で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第21条</u>に規定する被災者等にあっては第4号及び第7号）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 2～4 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第3で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第40条</u>に規定する被災者等にあっては第4号及び第7号）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 2～4 略</p>

【参考】福島復興再生特別措置法（抜粋）

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第40条 居住制限者については、公営住宅法第23条第2号（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第23条各号（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

議案第11号関係資料

伊那市公民館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧								新							
別表第1 (第2条関係)								別表第1 (第2条関係)							
名称				位置				名称				位置			
伊那公民館				伊那市中央5053番地				伊那公民館				伊那市中央5052番地			
略								略							
別表第3 (第11条関係)								別表第3 (第11条関係)							
1 施設使用料								1 施設使用料							
(1) 伊那公民館								(1) 伊那公民館							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
講堂	平日	6,300円	8,700円	11,800円	13,800円	19,900円	25,700円	講堂	平日	6,300円	8,700円	11,800円	13,800円	19,900円	25,700円
	土日祝日	7,300円	9,900円	13,500円	15,800円	22,600円	29,300円		土日祝日	7,300円	9,900円	13,500円	15,800円	22,600円	29,300円
第2会議室		<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	<u>4,600円</u>	第1研修室		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,300円</u>
第3会議室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	第2研修室		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,300円</u>
第4会議室		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,300円</u>	第3研修室		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,300円</u>
第5会議室		<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	<u>4,600円</u>	第4研修室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>
第6会議室		<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	<u>4,600円</u>	第5研修室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>
実習室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	第6研修室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>
創作室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	第7研修室		<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>
								実習室		<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	<u>4,600円</u>
								創作室		<u>900円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,300円</u>
								プレイルーム		<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>	<u>4,600円</u>

旧	新
(2)～(8) 略 2～3 略	(2)～(8) 略 2～3 略